平成２３年（フ）第４１号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取49番地
破産者　土屋　　勲
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第４０２６号
北海道北広島市北進町１丁目５番地１　ロイヤルシャトーＣ―507
破産者　鳴海　琢哉
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２号
北海道苫小牧市桜木町１丁目24番８号
破産者　先田　一郎
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２６２号
福島県二本松市太田字高槻21番地、開始決定時の住所青森市柳川２丁目４番14号
破産者　村上　秀樹
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
栃木県栃木市城内町２丁目43番11号　ハイツファーストステップ７号室、開始決定時の住所栃木県栃木市城内町１丁目15番23号
破産者　山本　泰明
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１１０号
埼玉県熊谷市御正新田121番地３、申立時の住所埼玉県熊谷市御正新田228番地２
破産者　舟橋　　洋
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７号
福井県あわら市桑原第14号41番地
破産者　荒木　政治
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
福井県越前市大虫町第62号３番地
破産者　佐々木　一
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０６号
愛知県日進市栄３丁目803番地　エスポワール東山201、住民票上の住所愛知県日進市赤池町モチロ61番地34
破産者　宮地　正一
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０７号
愛知県愛知郡東郷町御岳２丁目20番地９　ビラージュ御岳Ｂ棟203号、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町北山台３丁目８番地２
破産者　宮地　明美
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０５号
名古屋市名東区香流２丁目601番地　レジオン香流303号
破産者　田中　秀昌
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０８３号
名古屋市名東区社台３丁目145番地の２　上社ハイツ304号
破産者　塩川　和志
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２０号
愛知県愛西市立石町中131番地
破産者　ガレージヤマトこと　吉川　輝実
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５７６号
名古屋市名東区八前３丁目210番地
破産者　深澤　　邦
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７１０４号
大阪府茨木市東太田３丁目５番208号
破産者　川田　嘉裕
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７号
兵庫県加古川市平岡町一色797番地の176、開始決定時の住民票上の住所兵庫県加古郡稲美町国安926番地の17
破産者　服部　寿明
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８９１号
広島市佐伯区五月が丘４丁目18番14号
破産者　鮎川　　洋
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部